

EU とインドの経済関係 ～FTA 締結の観点から

田中 信世 *Nobuyo Tanaka*

(財)国際貿易投資研究所 研究主幹

要約

2007年6月、EUとインドはFTA交渉を開始した。貿易ではEUはインドの最大輸入相手地域となっており、外国直接投資でもEUはインドの最大の直接投資地域となっている。両国(地域)の貿易においては、①平均輸入関税はインドの方が大幅に高い、②輸出産業の比較優位度はEUに比べてインドの方が高い、③比較優位産業の集中度はEUの方が高く(インドは幅広い比較優位産業を持つ)、また、両国(地域)の比較優位産業の分野はそれぞれ異なる(重複がほとんどない)、などの特徴がみられる。このため、関税引き下げを中心とする「浅い」統合が行われた場合の貿易創出効果は大きいものと見られるが、その大きさは貿易転換効果による利益の喪失(厚生低下)がどの程度になるかによって決まる。このため、EUの調査報告書では、FTA締結による効果をより大きなものとするために、政府調達、サービス、投資、知的財産権、競争政策などの分野も含めた「より深い」統合の重要性を指摘している。

I EUのインドとの経済関係の 現状

EUとインドの貿易は1980年以降大幅に増加し、80年の44億ユーロから2006年には460億ユーロ以上に増大した。インドの輸出入における

EU のシェアはほぼ 20%であり、EU は地域としてはインドの最大の貿易パートナーである。EU はまた、インドへの最大の外国直接投資地域でもある。しかし、EU の総貿易額に占めるインドの比率はわずか 1.8% を占めるに過ぎず、また、EU の総投資に占める比率もわずか 1.3% である。

EU の欧州委員会ではインドとの貿易を WTO ドーハー開発アジェンダ (DDA) の進展を図るとともに、二国 (地域) 間に存在する貿易障壁を除去し、新たな貿易障壁をなくすことによって、インドとの貿易を促進したいとしている。

このため、EU とインドは、05 年 9 月の首脳会議において合同行動計画を採択し、二国 (地域) 間貿易や経済協力のさらなる拡大や貿易・投資への障壁問題に取り組むために積極的な一歩を踏み出すことに合意した。

特に両国 (地域) は二国間貿易関係や投資関係を発展させるための方策を研究し開発するためにハイレベル通商グループを設立することに合意するとともに、その他の一連の貿易関連問題で協力することに合意した。

ハイレベル通商グループは、06 年 10 月にヘルシンキで開催される EU・インド首脳会議への報告で両国 (地域) の貿易パートナーシップの拡大は、幅広い貿易・投資協定を通して実現されるということを勧告した。EU・インド首脳会議はハイレベル通商グループの勧告に従って、両国 (地域) がそうした協定を締結するための交渉に入ることで合意した。

合意に従い、欧州理事会は 07 年 4 月に、インドとの自由貿易協定 (FTA) に対する交渉指令を採択した (EU-ASEAN および EU-韓国の FTA 交渉指令も同時に採択)。

EU-インドの FTA 交渉は 07 年 6 月にスタートし、その後更なる交渉ラウンドが行われている。欧州委員会では、両国 (地域) の FTA が WTO と完全に整合的であり、商品とサービス貿易のみならず直接投資についてもカバーし、非関税障壁や、知的財産権・競争政策・政府調達・透明性などに関する規則にも注意を払った野心的で包括的なものとなることを期待している。

インドとの FTA 交渉は EU が 2006 年 10 月に打ち出した「グローバル・

ユーロップ戦略」を反映したものである。同戦略は、主として経済基準（対象国の市場潜在力、EUの利益に反するような保護水準、EUの競争国との間で締結しているか、あるいは現在交渉を行っているFTA）をベースとして対象国を選定し、EUの競争力の向上をもたらすような新

世代のFTAを締結しようというものである。欧州委員会ではインドはこれらの基準のすべてを満たすとしている。すなわち、インドはかなりの市場規模を有し、GDP成長率は8～10%である。そしてかなりの関税障壁と非関税障壁がEUとの貿易の阻害要因になっているとしている。

表 I - 1 EU25 の対インド貿易

(単位 ; 100 万ユーロ、%)

| | 輸入 | 前年比 増減率 | 総輸入に 占めるイン ドの比 率 | 輸出 | 前年比 増減率 | 総輸出に 占めるイン ドの比 率 | 貿易収支 | 輸入 +輸出 |
|------------|--------|------------|---------------------------|--------|------------|---------------------------|-------|-----------|
| 2002 | 13,608 | | 1.44 | 14,271 | | 1.58 | 663 | 27,879 |
| 2003 | 13,975 | 2.7 | 1.49 | 14,517 | 1.7 | 1.65 | 542 | 28,491 |
| 2004 | 16,234 | 16.2 | 1.57 | 17,031 | 17.3 | 1.77 | 797 | 33,264 |
| 2005 | 18,915 | 16.5 | 1.60 | 21,092 | 23.8 | 1.98 | 2,177 | 40,007 |
| 2006 | 22,361 | 18.2 | 1.66 | 24,061 | 14.1 | 2.06 | 1,701 | 46,422 |
| 年平均 増加率 | | 13.2 | | | 14.0 | | | 13.6 |

(出所) EU ホームページ、“Bilateral Trade Relation” (原資料は Eurostat)

表 I - 2 インドの対 EU25 貿易

(単位 ; 100 万ユーロ、%)

| | 輸入 | 前年比 増減率 | 総輸入に 占める EUの比 率 | 輸出 | 前年比 増減率 | 総輸出に 占める EUの比 率 | 貿易 収支 | 輸入 +輸出 |
|------------|--------|------------|--------------------------|--------|------------|--------------------------|----------|-----------|
| 2002 | 12,855 | | 20.86 | 12,033 | | 22.77 | -822 | 24,888 |
| 2003 | 12,765 | -0.7 | 19.69 | 12,194 | 1.3 | 22.77 | -571 | 24,959 |
| 2004 | 13,776 | 7.9 | 17.33 | 13,243 | 8.6 | 22.02 | -533 | 27,019 |
| 2005 | 17,614 | 27.9 | 16.43 | 17,512 | 32.2 | 22.39 | -102 | 35,127 |
| 2006 | 26,427 | 50.0 | 17.73 | 20,374 | 16.3 | 21.48 | -6,053 | 46,802 |
| 年平均 増加率 | | 19.7 | | | 14.1 | | | 17.1 |

(出所) 表 I - 1 と同じ (原資料は IMF、Dots)

表 I - 3 EU25 の商品グループ別輸入

(単位 ; 100 万ユーロ、%)

| 商品グループ | 対世界 | | | | 対インド | | | | EU の総 輸入に占 めるイン ドからの 輸入比率 |
|-------------|---------|-----------|-----------|-------|--------|--------|--------|-------|---------------------------------------|
| | 2002 | 2004 | 2006 | | 2002 | 2004 | 2006 | | |
| | 金額 | 金額 | 金額 | 比率 | 金額 | 金額 | 金額 | 比率 | |
| 合計 | 941,885 | 1,032,206 | 1,350,494 | 100.0 | 13,608 | 16,234 | 22,361 | 100.0 | 1.66 |
| 一次産品 | 269,459 | 310,784 | 505,287 | 37.4 | 1,799 | 2,201 | 3,592 | 16.1 | 0.71 |
| 農産物 | 80,251 | 80,711 | 91,149 | 6.7 | 1,407 | 1,474 | 1,825 | 8.2 | 2.00 |
| エネルギー | 147,526 | 180,969 | 334,067 | 24.7 | 106 | 382 | 1,002 | 4.5 | 0.30 |
| 製造品 | 642,588 | 691,994 | 816,673 | 60.5 | 11,702 | 13,970 | 18,607 | 83.2 | 2.28 |
| 機械 | 239,099 | 258,368 | 305,925 | 22.7 | 935 | 1,246 | 1,761 | 7.9 | 0.58 |
| 輸送機器 | 90,254 | 97,017 | 96,630 | 7.2 | 440 | 890 | 1,012 | 4.5 | 1.05 |
| 自動車 | 36,328 | 42,504 | 51,618 | 3.8 | 258 | 616 | 696 | 3.1 | 1.35 |
| 化学品 | 80,648 | 88,340 | 108,173 | 8.0 | 1,316 | 1,591 | 2,319 | 10.4 | 2.14 |
| 繊維・アパ レル | 67,017 | 69,958 | 82,163 | 6.1 | 4,574 | 4,760 | 6,261 | 28.0 | 7.62 |

注 ; 「世界」は EU 域内貿易を除く。

(出所) 表 I - 1 と同じ

表 I - 4 EU25 の商品グループ別輸出

(単位 ; 100 万ユーロ、%)

| 商品グループ | 対世界 | | | | 対インド | | | | EU の総 輸出に占 めるイン ドへの輸 出比率 |
|-------------|---------|---------|-----------|-------|--------|--------|--------|-------|--------------------------------------|
| | 2002 | 2004 | 2006 | | 2002 | 2004 | 2006 | | |
| | 金額 | 金額 | 金額 | 比率 | 金額 | 金額 | 金額 | 比率 | |
| 合計 | 900,424 | 964,650 | 1,166,109 | 100.0 | 14,271 | 17,031 | 24,061 | 100.0 | 2.06 |
| 一次産品 | 101,847 | 109,171 | 152,408 | 13.1 | 879 | 1,088 | 1,593 | 6.6 | 1.05 |
| 農産物 | 60,633 | 59,523 | 70,525 | 6.0 | 204 | 179 | 347 | 1.4 | 0.49 |
| エネルギー | 23,675 | 28,458 | 48,608 | 4.2 | 67 | 78 | 165 | 0.7 | 0.34 |
| 製造品 | 779,382 | 834,487 | 984,143 | 84.4 | 11,926 | 15,444 | 21,817 | 90.7 | 2.22 |
| 機械 | 253,943 | 279,076 | 336,735 | 28.9 | 3,540 | 5,056 | 7,755 | 32.2 | 2.30 |
| 輸送機器 | 149,357 | 156,979 | 174,771 | 15.0 | 916 | 962 | 2,157 | 9.0 | 1.23 |
| 自動車 | 92,542 | 101,592 | 118,754 | 10.2 | 297 | 288 | 493 | 2.0 | 0.41 |
| 化学品 | 142,378 | 154,272 | 186,244 | 16.0 | 1,366 | 1,681 | 2,175 | 9.0 | 1.17 |
| 繊維・アパ レル | 35,602 | 34,985 | 36,707 | 3.1 | 158 | 162 | 188 | 0.8 | 0.51 |

注 ; 「世界」は EU 域内貿易を除く。

(出所) 表 I - 1 と同じ

前述のように、EU はインドの最大の貿易パートナーであり、インドに対する主要な投資国（地域）となっている。欧州委員会の資料（EU ホームページの“Bilateral Trade Relation”）によれば、2005 年に EU はインドの輸出入の 18.9%を占めた。インドはEUの輸出入の1.8%を占め、EU の第 9 位の貿易パートナーにランクされている。06 年に EU はインドから 224 億ユーロ輸入し（主要な輸入品は繊維・アパレル、農産物、化学製品）、インドに対して 240 億ユーロを輸出した（主要な輸出品は機械および化学製品）。06 年に、EU・インド間の貿易はほぼ 16%増加した。02～06 年の両国（地域）間の貿易

の年平均増加率は 13.6%であった。

発展途上国というステータスにより、インドの EU 向け輸出は現在、EU の特惠関税制度の下で軽減税率の適用を受けている。インドは同制度の下で最大の受益国であり、06 年には同制度の下で輸入された商品の輸入額は 97 億ユーロ（総輸入額の 43.3%）に達した。

二国（地域）間のサービス貿易は近年大幅に増加しており、04 年におけるインドから EU への商業サービスの輸出は 38 億ユーロ（03 年は 30 億ユーロ）に達した。一方、EU からインドへの商業サービスの輸出は 33 億ユーロ（03 年は 27 億ユーロ）であった。

表 I - 5 EU25 のインドとの外国直接投資

(単位；10 億ユーロ)

| | フロー | | | ストック | | |
|--------|------|------|------|------|------|------|
| | 2003 | 2004 | 2005 | 2003 | 2004 | 2005 |
| 対内直接投資 | 0.6 | 0.0 | 0.2 | 1.2 | 1.2 | 1.4 |
| 対外直接投資 | 0.8 | 1.5 | 2.2 | 6.8 | 9.7 | 11.9 |
| 収支 | 0.2 | 1.5 | 2.0 | | | |

注；2005 年のストックは推定値（04 年のストック+05 年のフロー）

（出所）表 I - 1 と同じ

一方、直接投資については、インドの外国直接投資（FDI）制度はかなり自由化されているが、重要な産業分野については、引き続き制限されたり（例えば、鉄道輸送、航空など）、禁止されている（例えば、法律サービス）。EUはインドの最大の外国直接投資国（地域）である。05年におけるEUのインドへの投資額は22億ユーロに達し、EUの対外外国直接投資全体の1.3%を占めた。EUの主要な投資分野は発電・エネルギー、テレコムおよび輸送部門である。

II FTAに影響を及ぼす／FTAによって影響を受ける両国（地域）経済の諸要因

FTA締結が両国（地域）経済に及ぼす効果あるいはFTA締結が両国（地域）経済に与える影響を考える場合、留意すべき点は、FTAによる統合のプロセスが主として関税や数量制限に象徴される国境での貿易障壁の除去を内容とするいわゆる「浅い統合」（shallow or negative integration）にとどまるのか、あるいは「深い統合」（deep or positive integration）まで進む

のかどうかという点である。「浅い統合」の下で得られる潜在的な純利益の大きさは、もともと不明確なものと考えられている。この不明確さは、貿易の創出（厚生増加）と貿易の転換（厚生減少）の両方が起こることから生じている。貿易の創出は新たなパートナー国からのより効率的に生産された輸入商品が国内で相対的に非効率に生産された商品に置き換わるときに発生する。この場合は、貿易が“創出”され、利益（厚生増加）が発生する。貿易の転換は、供給先が、より効率的な非パートナー国から相対的に非効率なパートナー国に切り替えられることから発生する。これは相対的に非効率なパートナー国がFTAの枠組みの下で無関税でアクセスできるようになることから生じるもので、より効率的な非パートナー国の競争力を弱めることになる。このため、貿易の転換は生産資源の効率的利用という観点からは世界的にみると損失（厚生低下）につながる。従って、FTAによる純利益の大きさはこれら2つの効果の相対的な大きさによって決まることになる。

上記の「浅い統合」による経済効

果のほかに、「深い統合」が行われた場合に発生すると考えられる一連の経済効果が考えられる。「深い統合」には貿易の阻害要因となっている規則や国境での障壁の軽減や撤廃など貿易を促進するための政策や制度が含まれる。「深い統合」に含まれる貿易政策や制度には、通関手続き、外国人を差別する国内のサービス生産規則、国際基準と異なる製品基準、複雑で排他的な外国商品の検査と認証、対内投資規則、競争政策、知的財産権保護、政府調達へのアクセスに関する規則などがある。

EU の欧州委員会の貿易総局はインドとの FTA 交渉に先立ち、英国のサセックス大学やカナダの CUTS International に委託して、EU がインドと FTA を締結した場合の経済効果を取りまとめた報告書 (Qualitative analysis of a potential Free Trade Agreement between the European Union and India ; 以下 Qualitative analysis) を発表している。

上記報告書は大部のものであるが、以下に、同報告書の中から、①インドの経済発展と経済構造、②インドにおける貿易の自由化と関税の引き

下げ (EU との関税比較)、③両国 (地域) の比較優位輸出産業などに焦点をしばって紹介し、これらが、FTA (「浅い統合」) にどのような影響を及ぼすのかについて検討する。

1. インドの経済発展と経済構造の変化

インドは、1950 年から 80 年まで、経済発展のために社会主義的な色彩を持った古典的な輸入代替政策を採用し、同期間を通じて、年平均 3.5% の比較的緩やかな成長率 (いわゆるヒンズー・レート) で成長した。しかし、80 年以降、インドは東アジア型の発展モデルへのシフトを強め、年平均 5% を上回るより高い経済成長率を達成した。表 II-1 は 50 年から 04 年までの全期間をインド政府がとった経済政策に基づいていくつかの期間にわけて、成長実績を示したものである。

表 II-1 から、インドの経済成長は 80 年頃から加速しており、00 年以降も高い経済成長が継続していることがわかる。経済成長は特に工業部門において高く、農業部門の成長率は低い。

インドが過去 10 年間に経験した相対的に高い経済成長率の原因については若干の議論はあるものの、貿易の自由化と国内経済改革が重要な役割を演じたことは間違いないと見られる。インドは、大規模で、急速に成長する経済を有し、ますます順調な経済実績をあげている。このことからインドは、EU の潜在的な貿易パートナーとして潜在的な重要性を有しているといえる。

＜インドの経済構造の変化～重要性増すサービス部門＞

過去 50 年間、インド経済の構造は GDP の中でサービス産業が重要性を増すという形で変化してきている。GDP に占めるサービス産業のシェアは 1950 年の約 15% から 05 年には 26% 以上に高まった、この増加の半分は 90 年代において生じたものである。サービス部門の増加に対して、GDP に占める農業のシェアは 50 年代の 60% 近い水準から 05 年には約 20% へと大幅に低下した。農業のシェアの低下は過去 10 年においても継続して進行している。

60 年代以降のサービス産業を 3 つ

の主要なカテゴリー (①共同体社会および個人サービス、②金融、保険、不動産およびビジネスサービス、③貿易サービス、ホテル、運輸および通信) 別にみると、この 3 つのシェアは同期間を通じてゆっくりと変化してきており、社会サービスのシェアが 40% 弱から 25% に低下したのに対して、その他のサービスのシェアは増大した。

サービス産業のより細分化した分類を表 II-2 に示した。同表から、インドのサービス産業の成長がホテル・レストラン、不動産、ビジネスサービスおよび通信 (これらの部門のすべてが 95~04 年に年平均 15% 以上の成長を示した) によって主導されていることがわかる。貯蔵サービス以外のすべてのサービス・サブ部門は 2 桁の成長率を示した。また、同表から農業の低い成長率と工業 (製造業) の成長率 (11%) がサービス部門に比べて相対的に低い成長率にとどまっていることがわかる。

表 II-3 は製造業の各部門のシェアを過去 10 年間について見たものである。同表は、インドにおいては、過去 10 年間、国内取引と貿易制度の

両方でかなりの経済政策の変化が見られたにもかかわらず、製造業の構造はかなり安定的に推移していることを示している。

05年におけるインドの製造業の主要部門生産比率は、90年代の初めとほぼ同じであった。すなわち、化

学品が製造業の20%を占め、機械類のシェアは16%であった。また、これら2部門と比べて比率は小さいものの、食品と基礎金属が各9%、非鉄金属が6%と引き続き比較的高い比率を占めている。

表Ⅱ-1 1950~2004年のインドの経済成長実績

(単位；%)

| | 1950-64 | 1965-79 | 1980-90 | 1991-2004 | 2004-05* |
|--------------|---------|---------|---------|-----------|----------|
| GDP成長率 | 3.7 | 2.9 | 5.8 | 5.6 | 6.2 |
| 工業生産増加率 | 7.4 | 3.8 | 6.5 | 5.8 | 6.6 |
| 農業生産増加率 | 3.1 | 2.3 | 3.9 | 3.0 | 2.3 |
| GDPに占める投資の比率 | 13 | 18 | 22.8 | 22.3 | 24.1 |

注；*2005-06年経済調査から99~00年価格をベースに算出。

(出所) CARIS&CUT International, "Qualitative analysis of potential Free Trade Agreement between the European Union and India, Annex1"

表Ⅱ-2 インド産業の部門別成長率(1995/6~2004/5)(年平均)

| 産業部門 | 年平均成長率(%) |
|--------------|-----------|
| 農業 | 7.1 |
| 貯蔵 | 8.7 |
| 銀行、保険 | 10.7 |
| 製造業 | 11.1 |
| 商業、貿易 | 13.2 |
| 行政、防衛 | 13.3 |
| 運輸 | 14.6 |
| 社会・個人サービス | 14.6 |
| 建設 | 14.6 |
| 通信 | 15.2 |
| 不動産、ビジネスサービス | 17.5 |
| ホテル、レストラン | 18.7 |

注；産業部門のうち網掛け表示のものはサービス産業のサブ部門。

(出所) 表Ⅱ-1と同じ(原資料はインド中央統計局)

表Ⅱ－３ インド製造業の部門別シェア（1994～2005）

（単位；％）

| 製造業部門 | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 |
|-----------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 食品 | 11 | 13 | 12 | 12 | 11 | 10 | 10 | 11 | 10 | 11 | 10 | 9 |
| 飲料、タバコおよび 関連製品 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 |
| 綿織物 | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 |
| 繊維製品（アパレル を含む） | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 紙、紙製品、印刷、 出版 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 |
| 基礎化学品、化学製品 | 18 | 17 | 17 | 16 | 17 | 18 | 18 | 19 | 19 | 18 | 19 | 20 |
| ゴム、プラスチック、 石油・石炭製品 | 7 | 7 | 7 | 6 | 6 | 7 | 6 | 7 | 7 | 7 | 7 | 6 |
| 非金属製品 | 6 | 5 | 6 | 6 | 6 | 7 | 8 | 7 | 7 | 7 | 7 | 6 |
| 基礎金属、卑金属 | 9 | 10 | 10 | 10 | 9 | 9 | 9 | 8 | 8 | 9 | 9 | 9 |
| 機械・設備（輸送機 器を除く） | 12 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 14 | 14 | 14 | 13 | 14 | 16 |
| 輸送機器および同部品 | 5 | 5 | 5 | 6 | 5 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 7 | 7 |
| その他の製造業 | 16 | 15 | 15 | 16 | 17 | 14 | 13 | 13 | 14 | 13 | 11 | 11 |

（出所）表Ⅱ－１と同じ（原資料はインド中央統計局）

２．インドの貿易政策と関税引き 下げ

＜貿易自由化政策に影響を与え る国内の政治・経済要因＞

次にインドの貿易政策に影響を与える要因を国内政治という観点から見てみよう。

インドは複数政党制の議会民主主義連邦国家であり、連邦政府と州政府の役割分担が定められている。国

際通商政策については、その政策立案も実施も中央政府の管轄である。通商政策に関する限り、如何なる政策変更も議会による承認が必要である。議会での審議は通常、政党内での協議、特別委員会や専門家グループの報告、議会内外での拡大された形の議論によって行われており、こうしたプロセスは、インドにおける政策決定や改革が十分予見可能であることを示している。

インドの国際貿易におけるセンシティブ部門には、すべての農業部門（原材料、半加工、および最終消費財）が含まれる。これは国民の暮らしや食品安全保障の観点に基づくものである。国民の60%以上が農業に依存しており、農民の大部分が小規模農家であるため、インドにおいては、農民保護は各政党の主要な選挙アジェンダとなっている。憲法の規定では、農業は州政府の管轄となっている。州レベルでは、農村社会や関連の利益グループはしばしば、与党と強いつながりを持っており、その結果、農業部門に関連した政策に大きな影響力を及ぼしている。

工業部門に関しては、ライセンスや制限政策は中央政府によって決定され、州政府はそれに従うことになる。91年の新工業政策およびその後修正された制度の下においては、政府が管理する公共部門はわずか2部門、すなわち、原子力エネルギーと鉄道輸送部門だけである。また、ライセンス制がとられているのは次の6部門だけである。

1. アルコール飲料の蒸留と醸造
2. タバコおよびタバコ代用品

3. 電子宇宙および防衛機器
4. 工業爆発物（信管、火薬等）
5. 有害化学物質
6. 医薬品

製造業部門では、国家工業政策に基づいて各種の政策が中央政府によって決定されており、特定産業の公共部門への編入、公共部門からの削除および小規模産業保護のための輸入制限は中央政府の管轄事項である。

工業目的の土地の取得および土地の分配は州政府の管轄であり、労働問題（労働組合問題を含む）や環境対策も同様である。これらの分野においては、州政府は独自に法令を作ることができる。州政府は企業家を引き付けるために各種の優遇措置（課税を含む）を提供することができる。現在、産業立地についてはほとんど制限がなく、企業家は、例えば州政府が提供する用地、課税控除、インフラなどの条件に基づいて自由に立地場所を選ぶことができる。

一方、サービス産業の自由化はより複雑で困難な問題である。市場開放のために法律の制定が必要な部門においては、極度に高い政治コストが発生し、そのことが自由化を一層

困難にしている。この部門の自由化は、野党が、何百万という小規模な小売業者の暮らしが破壊され、外国の小売り企業が彼らのビジネスを奪うことになるという議論に火をつけることになりがちであり、こうしたことが、サービス部門の市場開放が極度に遅いということの理由になっている。

中央政府は、一部の戦略部門に限ってはであるが、小売り部門の市場開放を行うことを決定しており、テレコム、保険、銀行部門などもすでに開放されている（もっとも、これらの部門では外国投資の上限の100%への引き上げに対して、一部の左派政党の反対がみられる）。

<92年以降、体系的な貿易自由化政策を実施>

インドの貿易政策は1950～75年においては極度に保護主義的であり、同期間の終わりまで、事実上自給自足の状態であった。70年代の半ば以降、部分的かつ断続的な自由化が行われ、80年代においては自由化の動きが加速した。しかし、92年までは包括的な貿易の自由化は開始されな

かった。

インドは、91年7月の中央予算によって、対外的に開放された、市場ベースの経済にはっきりとカジを切った。政府予算に盛り込まれた貿易自由化プログラムは、より包括的なものとなった。また91年以降、貿易政策は、以前のような1年単位ではなくより長期的な視点で決定されるようになった。最新の貿易政策は04～09年をカバーしたものである。

輸入ライセンス制度は91年に原則として廃止された。今日では、ほとんどの輸入商品には、健康、安全、環境上の理由による若干の品目や食用油、豆類などを除いて輸入ライセンスは存在しない。

<EU との比較でみたインドの関税>

一方関税については、政府は1980年代に関税率をかなり引き上げた（80/81年の20%から90/91年の87%に引き上げ）。そして91年に輸入ライセンスが撤廃された際には、これらの高い関税率が輸入を制限する効果的な手段となった。しかし、90年以降、インドの平均関税率は

79%弱から16%にまで低下した。関税率は90～97年に大幅に引き下げられ、その後は穏やかな低下傾向を示している。

関税率の低下は一部では産業間で大きな差が認められるが、各産業を通じて概ね均一であった。90～05年を通じて関税率が最も高いのは「飲料およびタバコ」である。また、同期間に

おいて関税引き下げ率が最も小さかったのは「食品および生きた動物」部門で、同部門の関税率は過去15年の間に55.1%から36.9%に引き下げられたにすぎなかった。関税の引き下げが最も大きかったのは、「製造品」「機械および輸送機器」で、引き下げ率は80%に達し、05年の平均関税率は約15%であった（表Ⅱ-4）。

表Ⅱ-4 インドの実行関税率（非加重平均）（1990～2005）

（単位；％）

| | 1990 | 1992 | 1997 | 1999 | 2001 | 2004 | 2005 | 2005 EU | 引き下 げ率 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------------|-----------|
| 全貿易 | 78.9 | 57.0 | 28.9 | 32.4 | 30.9 | 28.3 | 16.0 | 4.97 | 79.8 |
| 食品および生きた動物 | 55.1 | 48.4 | 34.7 | 35.2 | 40.3 | 38.2 | 36.9 | 8.5 | 33.2 |
| 飲料およびタバコ | 251.8 | 250.3 | 144.0 | 112.3 | 101.1 | 98.5 | 98.0 | 16.04 | 61.1 |
| 未加工の原材料 （燃料を除く） | 62.6 | 43.3 | 20.3 | 23.2 | 23.2 | 22.5 | 15.0 | 0.84 | 76.1 |
| 鉱物性燃料 | 45.5 | 34.1 | 21.8 | 29.1 | 28.3 | 25.3 | 14.4 | 1.46 | 68.4 |
| 動植物性油脂 | 109.0 | 62.8 | 30.6 | 34.2 | 54.6 | 50.9 | 48.0 | 4.76 | 56.0 |
| 化学品、関連製品 | 81.5 | 61.8 | 29.7 | 34.7 | 34.1 | 29.6 | 15.7 | 4.5 | 80.8 |
| 工業品 | 82.7 | 61.2 | 31.7 | 35.5 | 32.4 | 29.1 | 15.4 | 4.16 | 81.4 |
| 機械および輸送機器 | 76.4 | 52.3 | 25.1 | 28.1 | 27.0 | 25.6 | 13.8 | 2.21 | 81.9 |
| その他の工業品 | 79.2 | 55.0 | 29.6 | 32.3 | 29.9 | 27.2 | 13.9 | 5.89 | 82.5 |
| その他製品 | 87.1 | 64.8 | 39.3 | 35.5 | 34.4 | 30.0 | 16.7 | 1.34 | 80.8 |

（出所）表Ⅱ-1と同じ

農業に関しては、インドは基本的に他の OECD 諸国と同様、ウルグアイラウンドの農業協定の下で、国境措置に代わって 100~300%の高い関税賦課を選択した。

ところで、産業の保護水準を検討するときには、HS 2 桁の平均関税率だけでは特定産業や市場の保護水準を必ずしも正確に反映しないということに注意する必要がある。HS 2 桁の平均関税率が低い場合でも、HS 6 桁でみると、その産業部門内の主要製品の保護のために高い関税率を賦課していることがあるからである。前述の EU の報告書 (Qualitative analysis) は HS 6 桁の関税率を当該 HS 6 桁の商品が含まれる HS 2 桁の平均関税率と比較し、HS 6 桁の関税率が HS 2 桁の平均関税率の2倍以上のものを「関税ピーク」と定義している。同報告書では、まず、インドの EU からの輸入品について、HS 2 桁分類で約 100 部門の平均関税率を計算したうえで、それぞれの部門内の HS6 桁の商品の関税率を調べ、それらの関税率を同部門の平均関税率と比較している。表 II-5 は HS 2 桁産業部門内で実際に関税ピークを持

つ 16 のカテゴリについて示したものである。同表によれば、例えば、関税分類 87 (鉄道用および鉄道用以外の車輛、その部品、付属品) の中には 58 の異なる製品が含まれ、そのうち 13 品目に対して 68% (同分類の平均関税の 2 倍) 以上の関税率が設定されている。これら 13 品目の平均関税は 100%である。同表からインドの関税ライン (品目) においては、それほど多くのピーク関税が存在しないことがわかる。すなわち、インドが 05 年に輸入した 4,119 品目のうち、関税ピークが存在したのはわずか 38 品目であった。これは総関税ラインの約 1%である。しかし、ピーク関税率そのものはきわめて高く、HS 47 (木材パルプ、その他のパルプ) の 15%から HS 21 (各種調製食料品) の 160%までの幅がある。

一方、EU のインドからの輸入に対する関税は一般的にかなり低いが、ピーク関税品目数ははるかに多い (関税ピーク品目の関税率が最も高い 10 部門の内訳を表 II-6 に示した)。100 部門のうち関税ピークがあるのは 59 部門であり、関税ピーク品目の総数は 371 であった。これは、

EU の輸入関税ライン(品目)の 10% に相当する。しかし、ピークの平均関税率はインドと比べて大幅に低く、その幅は HS 27 (ワックス、瀝青) の 0.21% から HS 24 (タバコ) の 52.4% である。

表Ⅱ-5 インドの EU からの輸入に対する関税ピーク (2004 年)

| 分類(HS2) | 製品カテゴリー数 | カテゴリーの平均関税率 | ピーク関税品目数 | ピーク品目の平均関税率 |
|----------------------------|----------|-------------|----------|-------------|
| 87 鉄道用および鉄道用以外の車輛、その部品、付属品 | 58 | 34.05 | 13 | 100 |
| 47 木材パルプ、その他のパルプ | 17 | 7.35 | 5 | 15 |
| 55 人造繊維の短繊維およびその他の織物 | 82 | 17.2 | 3 | 75 |
| 26 鉱石、スラグおよび灰 | 15 | 6.33 | 3 | 15 |
| 17 糖類および砂糖菓子 | 14 | 46.07 | 2 | 100 |
| 16 肉、魚等の調製品 | 12 | 41.67 | 2 | 100 |
| 39 プラスチック、同製品 | 124 | 15 | 1 | 70 |
| 52 綿および綿織物 | 82 | 14.94 | 1 | 30 |
| 38 各種化学工業品 | 62 | 16.9 | 1 | 50 |
| 33 精油、調整香料、化粧品類 | 35 | 23.43 | 1 | 100 |
| 41 原皮および皮 | 34 | 11.47 | 1 | 30 |
| 8 食用果実、ナット | 19 | 31.05 | 1 | 100 |
| 7 食用野菜 | 18 | 35 | 1 | 100 |
| 21 各種調製食料品 | 14 | 39.29 | 1 | 160 |
| 6 生きている樹木、その他の植物 | 6 | 21.67 | 1 | 60 |
| 10 穀物 | 1 | 0 | 1 | 30 |
| 合計 | 593 | | 38 | |

(出所) 表Ⅱ-1 と同じ

表Ⅱ－6 EUのインドからの輸入に対する関税ピーク（2004年）

| 分類 (HS2) | 製品カテゴリー数 | カテゴリーの平均関税率 | ピーク関税品目数 | ピーク品目の平均関税率 |
|----------------------------|----------|-------------|----------|-------------|
| 24 タバコ | 8 | 21.61 | 1 | 52.40 |
| 4 乳製品、卵、ハチミツ | 7 | 4.25 | 1 | 17.30 |
| 3 魚、甲殻類 | 37 | 6.69 | 2 | 14.23 |
| 19 穀物調製品、粉、スターチ、ミルク | 14 | 2.35 | 1 | 14.10 |
| 7 食用植物油脂 | 36 | 5.73 | 1 | 14.02 |
| 21 各種調製食料品 | 12 | 5.74 | 1 | 12.80 |
| 8 食用果実、ナット | 26 | 3.51 | 6 | 10.22 |
| 6 生きている樹木、その他の植物 | 10 | 3.55 | 1 | 8.25 |
| 53 Nesoai の糸および織物 | 24 | 2.41 | 5 | 7.34 |
| 87 鉄道用および鉄道用以外の車輛、その部品、付属品 | 55 | 2.33 | 14 | 7.19 |
| ... | ... | ... | ... | ... |
| 27 ワックス、瀝青 | 13 | 0.02 | 1 | 0.21 |
| 合計 | 2,763 | | 371 | |

（出所）表Ⅱ－1 と同じ

以上から、インドの輸入関税は、過去 10 年間、「飲料とタバコ」についてはかなり大幅な低下をしているものの依然として最も高いことがわかる。インドの輸入関税率は EU と比べてかなり高く、平均実行関税率は EU の 2.5% に対して、インドは 17% である。さらに関税ピークを見た場合、インドの関税ピーク品目数は 38 品目と少ないものの、平均ピーク関税率は EU と比べて大幅に高い。

インドの場合、平均ピーク関税率が 20% 以下であるのは 2 例のみで、残りのすべては 30% を上回っており、最も一般的なピーク関税率は 100%、最も高いピーク関税率は 160% となっている。EU の場合は HS 2 桁での関税率が低いことから、HS 6 桁でみたピーク関税品目数が多く、一部のピーク関税率は高水準という特徴がある。

このことから、EU・インド間の

FTA 締結は、EU よりもインドに対してより大きな関税率の変化をもたらし、その結果、より大きな構造調整をもたらすことになる。より大規模な構造調整がただ単にインドの関税率がより高いために起こるのではなく、インドの貿易にとっての EU の重要性が、EU の貿易にとってのインドの重要性よりもはるかに大きいことから起こるといふ点にも留意する必要がある。

以上から、FTA の対象となるすべての産業部門のうち、インドが最も大きな影響を受けるのは、「食品・飲料およびタバコ」と「動植物油脂」ということになる。これらの産業部門の関税率が現在最も高く、多くの場合、部門内のピーク関税率も最も高いからである。これ以外にも、HS 87(鉄道用および鉄道以外の車輛、その部品、付属品)、HS 55 (人造繊維の短繊維およびその他の織物)、HS 39 (プラスチック、同製品)、HS 52 (木綿)、HS 38 (その他の化学品)のようにピーク関税が重要性を持つと思われる産業も存在する。このため、インドにおいては、ほとんどすべての産業部門が FTA の下での関

税の引き下げにより大きな影響を受けることが予想される。もちろん、WTO では「ほとんどすべての貿易が FTA に含まれる」ことを要求しているのであって、すべての産業部門が FTA に含まれることが必要かどうかについては、必ずしも明瞭ではない。この「ほとんどすべての貿易」という WTO の文言は貿易の 90%をカバーするとする解釈が増えてきつつあるといわれている。このため、FTA 交渉においては、インド側が適用除外部門の中にセンシティブな部門を含めることで、センシティブ部門を保護しようとする圧力が働くことも想定される。

＜非関税貿易障壁＞

以上のような関税障壁に加えて、両国（地域）間の FTA 締結に影響を与える要因として、非関税貿易障壁の役割を検討することも重要である。1991 年以前においては、インドは、多くの輸出促進と輸入制限のスキームを活用していた。しかし、輸入制限スキームの大部分は 91 年以降の輸入自由化政策の導入の結果、撤廃された。しかし、数多くの関税の控

除があり、輸出促進のために必要な原材料の無税輸入が可能となっている。また、関税払戻しスキームにより輸出製品に使われた原材料に対して支払われた関税の輸出後の払戻しも行われている。

輸入制限に加えて、インドは一部の商品の輸出に対して長年にわたって制限を行ってきた。91年以前においては439品目が輸出コントロール品目であり、185品目が輸出禁止品目、55品目が輸出ライセンス品目、38品目が輸出数量制限品目、112品目が事前の特定条件の下での輸出許可品目であった。92年には、輸出コントロール品目は296品目（うち輸出禁止品目は16品目）に削減された。現在、輸出制限措置（数量制限、シーリングなど）の対象になっているのは、牛、ラクダ、肥料、ピーナツ油、大豆油製品などである。

インドにおける生産の拡大や生産基地としての重要性の高まりに伴い、インドは世界の中で主要なアンチダンピングの設定国であると同時にアンチダンピング措置の主要なターゲットとなっている。95～05年に世界全体で2,743件のアンチダンピング

案件が発生したが、このうち、インドが412件と最も頻繁にアンチダンピングを設定した国となった。これらのアンチダンピング措置はEU、中国、台湾、韓国、米国、日本、シンガポールなど51の国（地域）に対して発動されたものである。インドがアンチダンピング課税を賦課した品目は、化学製品および石油化学製品、化粧品、繊維・糸、鉄鋼およびその他金属製品である。時系列的にみると、95年にインドが発動したアンチダンピング課税はわずか6件であったが、01年と02年にはそれぞれ79件、81件とピークを記録した。しかし、その後発動件数はかなり減少し、04年にはわずか21件になった。一方、同期間にインドに対してアンチダンピング調査が行われた件数は115件であった。

＜現在の貿易政策と地域貿易協定＞

前述のような貿易の自由化プロセスの結果、インドの貿易政策は予見の難しい短期の年間ベースのアプローチから、より中・長期的な展望を持つものとなった。2004～09年の新

貿易政策（FTP）では、インドは外国貿易に対して、大別して2つの大きな目標を設定している。ひとつは09年までに世界の商品貿易におけるインドのシェアを2倍に引き上げるというものであり、2つ目は雇用に重点を置いた経済成長の有効な手段として外国貿易を活用するというものである。こうした目標達成のためにインドは、規制の撤廃により、取引コストの引き下げ努力を続けており、製造業、貿易およびサービス分野で世界のハブとしてインドを発

展させることを目指している。

一方、インドは最近、各種の形態の二国間／地域経済協力の形成に力を入れ始めた。貿易協定はインドの経済外交における新しい柱となっている。自由貿易協定がインドの経済発展にとって必須条件であると判断して以来、インドは極東からラテンアメリカやEUに至るまで広範囲の国々と貿易・経済協力協定を交渉するための野心的なアジェンダを組んでいる。

現在インドが関わっている地域貿易協定はは表Ⅱ-7のとおりである。

表Ⅱ-7 インドが関わっている地域貿易協定

| 対象国 | 交渉の進展状況 | 協定のタイプ |
|---------------|-----------|---------|
| ASEAN | 交渉中 | 二国間 FTA |
| アフガニスタン | 2003年交渉終了 | 二国間 FTA |
| バンコク協定 | 1975年交渉終了 | 地域貿易協定 |
| バングラデシュ | 交渉中 | 二国間 FTA |
| ブータン | 1995年交渉終了 | 二国間 FTA |
| BIMSTEC | 2004年交渉終了 | 地域貿易協定 |
| チリ | 交渉中 | 二国間 FTA |
| 中国 | 事前調査 | 二国間 FTA |
| エジプト | 交渉中 | 二国間貿易協定 |
| GCC | 事前調査 | 二国間 FTA |
| GSTP | 1989年交渉終了 | 地域間貿易協定 |
| インドネシア | 事前調査 | 二国間 FTA |
| モーリシャス | 事前調査 | 二国間 FTA |
| ネパール | 1996年交渉終了 | 二国間 FTA |
| SAARC (SAFTA) | 2006年交渉終了 | 地域貿易協定 |
| SACU | 交渉中 | 二国間 FTA |
| シンガポール | 2005年交渉終了 | 二国間 FTA |
| スリランカ | 1998年交渉終了 | 二国間 FTA |
| タイ | 2003年交渉終了 | 二国間 FTA |

(出所) 表Ⅱ-1と同じ

このうち、シンガポールとの包括経済協力協定（CECA）は05年8月1日に発効した。南アジア連合（SAARC）の加盟国は04年1月に南アジア自由貿易地域協定（SAFTA）に調印し、同協定で合意された関税自由化プログラムは06年7月1日から実施されている。ASEANとインドの包括的な経済協力に関する枠組み協定、バングラデシュ、インド、ミャンマー、スリランカおよびタイの商品、サービスおよび投資をカバーした経済協力協定（BISMSTEC）のための枠組み協定は現在交渉中であり、インドとタイの枠組み協定も調印された。中国、日本および韓国との二国間協定についても合同の研究グループが組織されている。

3. インドとEUの比較優位輸出産業

両国（地域）間のFTAの効果や影響を考える場合、両国（地域）の輸出産業の比較優位を検討することが重要である。前述のQualitative analysisでは、どの輸出産業が比較優

位を持つかをみるために、顕示的比較優位指数（RCA = Revealed Comparative Advantage 指数）を計算している。RCA指数は特定国の総輸出に占める特定商品の輸出比率を、世界の総輸出に占める当該特定商品の世界総輸出の比率と比較した指数である。RCAが1より大きい場合は、世界輸出におけるその商品の輸出シェアよりもその国の輸出シェアがより高いことを示し、比較優位が“大きい”ことを意味する。逆に、RCAが1より小さい場合は、その国は、当該商品について比較劣位を持つことになる。以下の表は、インドとEUについてHS6桁レベル（約4,500品目）でRCAを計算し、上位15輸出部門について示したものである。

表II-8とII-9から、インドは上位15輸出部門（インドの全輸出の35.1%を占める）のうち、1部門を除いてRCAの値が大きいことがわかる。EUの場合もRCAの値は上位輸出部門のうち10部門で1より大きいだが、これらの部門における比較優位はインドの場合よりもかなり低い。EUの場合、総輸出に占める上位15部門の輸出比率は17.8%である。こ

れは、EU が世界市場での輸出でインドの場合よりもより大きな競争に直面していることを示唆している。

また、これらの表から、EU の上位輸出部門は特定の HS カテゴリーへの集中度が高いことがわかる。すなわち、EU の上位 15 輸出部門はす

べて HS 2 桁分類で 5 つの分類の中に入っている。これと対照的に、インドの場合は、上位 15 輸出部門は HS 2 桁分類で 11 の分類をカバーしている。また、両国に共通している輸出部門は HS 2 桁分類でわずか 2 つにとどまっている。

表Ⅱ－8 インドの上位 15 輸出部門の RCA (2004 年)

| HS 分類 | 輸出部門 | 総輸出に占めるシェア (%) | RCA |
|--------|-------------------------|----------------|--------|
| 710239 | ダイヤモンド (工業用以外) | 14.20 | 27.76 |
| 271000 | 石油および同調製品 | 4.30 | 4.71 |
| 711319 | その他の貴金属製品 | 2.10 | 6.57 |
| 030613 | シュリンプおよびプローン (生鮮、冷凍、冷蔵) | 2.00 | 17.83 |
| 620520 | 綿製男子用シャツ | 1.70 | 19.49 |
| 100630 | 精米 | 1.50 | 22.85 |
| 620630 | 綿製の女子用ブラウス、シャツ、シャツブラウス | 1.30 | 33.91 |
| 610910 | 綿製の T シャツ、肌着 | 1.10 | 6.52 |
| 420310 | 衣類 | 1.10 | 15.69 |
| 630492 | 紡績用繊維のその他の製品 (綿製のもの) | 1.00 | 113.33 |
| 300490 | その他の医薬品 | 1.00 | 0.94 |
| 294200 | その他の有機化合物 | 1.00 | 86.68 |
| 230400 | 大豆油かす | 1.00 | 9.56 |
| 080132 | カシューナッツ (殻を除いたもの) | 0.90 | 94.09 |
| 520511 | 綿糸 (単糸) | 0.90 | 76.46 |
| 合計 | | 35.1 | |

(出所) 表Ⅱ－1 と同じ

表Ⅱ－9 EU の上位 15 輸出部門と RCA (2004 年)

| HS 分類 | 輸出部門 | 総輸出に占めるシェア (%) | RCA |
|--------|--|----------------|------|
| 870323 | その他の車輛（ピストン式火花点火内燃機関を搭載、シリンダー容積が 1,500～3,000 立方センチメートルのもの） | 3.1 | 1.27 |
| 870332 | その他の車輛（ピストン式圧縮点火内燃機関を搭載、シリンダー容積が 1,500～2,500 立方センチメートルのもの） | 1.8 | 2.65 |
| 300490 | 医薬品（その他のもの） | 1.8 | 1.70 |
| 847330 | 自動データ処理機の部品 | 1.6 | 0.64 |
| 852520 | 送信機器（受信機器自蔵のもの） | 1.5 | 1.40 |
| 854213 | 精米 | 1.3 | 0.76 |
| 870899 | その他の部品、付属品 | 1.2 | 1.30 |
| 870324 | その他の車輛（ピストン式火花点火内燃機関を搭載、シリンダー容積が 3,000 立方センチメートルを越えるもの） | 0.9 | 0.68 |
| 870322 | その他の車輛（ピストン式火花点火内燃機関を搭載、シリンダー容積が 1,000～1,500 立方センチメートルのもの） | 0.8 | 1.80 |
| 847160 | 入力装置および出力装置 | 0.7 | 0.81 |
| 847170 | 記憶装置 | 0.7 | 0.88 |
| 851750 | その他のアナログ式またはデジタル式の有線送信機器 | 0.6 | 1.32 |
| 847150 | デジタル式処理装置 | 0.6 | 1.46 |
| 710231 | ダイヤモンド（工業用以外の、加工してないもの） | 0.6 | 1.51 |
| 851790 | 電話・電子用の電気機器の部品 | 0.6 | 0.93 |
| 合計 | | 17.8 | |

(出所) 表Ⅱ－1 と同じ

これは、上位 15 の輸出産業に焦点を当てて見たものにすぎないが、EU とインドの間には比較優位産業のパターンに類似性がほとんどなく、EU

とインドの基本的な比較優位のパターンはかなり異なったものであるとみることができる。

比較優位に差があるところでは、一般的に、貿易創出による利益（厚生を増大）の可能性がより大きくなる。しかし、このことが起こりうるためには、EU とインドの両方で同じ財を生産している（生産構成や輸出産業の構成が重複している）ということが前提になる。この場合、EU はインドからより安い商品を輸入し、EU 自体では生産を少なくすることで利益（厚生を増加）を獲得することができる。しかし、前述のように、インドと EU の間では生産構成や輸出産業の構成の重複は小さい。すなわち、この場合、比較優位に関してはかなり大きな相違があるもの、貿易創出の可能性がかなり低くなることを示唆しているようにみえる。

しかし、貿易創出のもう一つの側面である需要サイドに注目すると、すなわち「生産の重複がないため安い輸入財の輸入によっても国内生産に変化がないと仮定した場合でも、関税の引き下げは価格の低下をもた

らすことから、FTA 締結以前にパートナー国から輸入していた財の需要の増加をもたらす」という点を考えると、FTA の締結は貿易の創出をもたらすことになる。この場合、消費者は以前よりも安い財にアクセスするということになるので利益（厚生を増加）に結びつことになる。

いずれにしても、「浅い統合」を行った場合でも FTA は両国（地域）間にかんがりの貿易創出効果をもたらさそうである。しかし、Qualitative analysis によれば、貿易転換のマイナス効果がどの程度になるかが不透明であるために、全体としての「浅い統合」の効果についても不透明であるとしている。このため、同報告書では、EU・インド FTA においては政府調達、サービス、投資、貿易簡素化、スタンダード、知的財産権、競争政策などの分野を含めたより深い統合を行うことが重要と指摘している。